

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」開催要綱

1 目的

インターネット上の情報流通の増加や、情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加を踏まえ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）における発信者情報開示の在り方等について検討するため、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し
- (2) 発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

- (2) 本研究会で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本研究会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課が行うものとする。

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所	弁護士
大谷 和子	株式会社日本総合研究所	執行役員 法務部長
垣内 秀介	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
北澤 一樹	英知法律事務所	弁護士
栗田 昌裕	名古屋大学大学院	法学研究科 教授
(座長代理) 鎮目 征樹	学習院大学	法学部 教授
(座長) 曾我部真裕	京都大学大学院	法学研究科 教授
前田 健	神戸大学大学院	法学研究科 准教授
丸橋 透	明治大学法学部	教授
若江 雅子	株式会社読売新聞	東京本社 編集委員

【オブザーバー】

法務省

文化庁